

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

★ 当院は北海道厚生局より指定を受けた保険医療機関です。

★ 入院基本料に関する事項

本館では「療養病棟入院基本料1」の施設基準を届け出ております。

1日に23名以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員の1人当たりの受け持ち数は9名以内です。
- 朝9時～夕方17時まで、看護補助者の1人当たりの受け持ち数は14名以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護職員の1人当たりの受け持ち数は50名以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護補助者の1人当たりの受け持ち数は25名以内です。

南館では「認知症治療病棟入院料1」の施設基準を届け出ております。

各病棟1日に8名以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6名以上の看護補助者が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9名以内です。
- 朝9時～夕方17時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は25名以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は50名以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は25名以内です。

★ 北海道厚生局長への届出事項に関する事項

【基本診療料】

療養病棟入院基本料 1
診療録管理体制加算 3
認知症ケア加算 2
認知症治療病棟入院料 1
医療 DX 推進体制整備加算

療養病棟療養環境加算 1
精神科身体合併症管理加算
データ提出加算
初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準

【特掲診療料】

薬剤管理指導料
脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
認知症患者リハビリテーション料
精神科作業療法
クラウンブリッジ維持管理料
外来・在宅ベースアップ評価料（I）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

CT撮影及びMRI撮影
運動器リハビリテーション料（I）
重度認知症患者デイ・ケア料
医療保護入院等診療料
CAD/CAM冠
入院ベースアップ評価料

【入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）】

当院では、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

また、入院時生活療養費（I）の届出を行っており、院内の温度・照明及び給水に関し適切な療養環境の形成に努めております。

★明細書の発行状況に関する事項

当院では、個別の診療報酬点数の算定項目が分かる医療費明細書が無償で交付しております。
詳細は別紙掲示の「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について をご覧ください。

★保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

- (1) 日常生活上のサービスに係る費用（オムツ使用料・病衣貸与料・テレビ貸与料等）
- (2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用（生命保険提出用証明書等）
- (3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用（在宅医療の交通費等）
- (4) 医療行為ではあるが治療中の疾病・負傷に対するものではない費用（予防接種等）

詳細は別紙保険外料金一覧又は医事課受付・医療ソーシャルワーカーまでお尋ねください。

なお、衛生材料の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。